明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（九）

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（法律第九号）（警察庁）

1　目的

この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいうこととした。（第二条第一項関係）

(1)　国の重要な施設等として次に掲げる施設

イ　国会議事堂、議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その他国会に置かれる機関の庁舎であって東京都千代田区永田町一丁目又は二丁目に所在するもの

ロ　内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸

ハ　ロに掲げるもののほか、対象危機管理行政機関の庁舎であって当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるもの

ニ　最高裁判所の庁舎であって東京都千代田区隼町に所在するもの

ホ　皇居及び御所であって東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの

ヘ　4㈠により対象政党事務所として指定された施設

(2)　5㈠により対象外国公館等として指定された施設

(3)　6㈠により対象原子力事業所として指定された施設

㈡　この法律において「対象施設周辺地域」とは、3㈡、4㈡、5㈡又は6㈡により指定された地域をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　この法律において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　この法律において「特定航空用機器」とは、航空法第二条第一項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。）をいうこととした。（第二条第四項関係）

㈤　この法律において「小型無人機等の飛行」とは、次に掲げる行為をいうこととした。（第二条第五項関係）

(1)　小型無人機を飛行させること。

(2)　特定航空用機器を用いて人が飛行すること。

3　国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定

㈠　衆議院議長及び参議院議長は、その所管に属する2㈠(1)イに掲げる対象施設の敷地を、内閣総理大臣は、2㈠(1)ロに掲げる対象施設の敷地及び2㈠(1)ホに掲げる対象施設の区域を、対象危機管理行政機関の長は、2㈠(1)ハに掲げる対象施設の敷地を、最高裁判所長官は、2㈠(1)ニに掲げる対象施設の敷地を、それぞれ指定しなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　衆議院議長及び参議院議長、内閣総理大臣、対象危機管理行政機関の長並びに最高裁判所長官は、㈠により対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三〇〇メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定することとした。（第三条第二項関係）

4　対象政党事務所の指定等

㈠　総務大臣は、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の要請があったときは、その主たる事務所を対象政党事務所として指定することとした。この場合において、総務大臣は、併せて当該対象政党事務所の敷地を指定することとした。（第四条第一項関係）

㈡　総務大臣は、㈠により対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定するときは、当該対象政党事務所の敷地及びその周囲おおむね三〇〇メートルの地域を、当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域として指定することとした。（第四条第二項関係）

5　対象外国公館等の指定等

㈠　外務大臣は、使節団の公館、領事機関の公館及び外国政府又は国際機関の事務所並びに外国要人の所在する場所のうち、1の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象外国公館等として指定することができることとした。この場合において、外務大臣は、併せて当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定することとした。（第五条第一項関係）

㈡　外務大臣は、㈠により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するときは、当該対象外国公館等の敷地又は区域及びその周囲おおむね三〇〇メートルの地域を、当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域として指定することとした。（第五条第二項関係）

6　対象原子力事業所の指定等

㈠　国家公安委員会は、原子力事業所であってテロリズムの対象となるおそれがあり、かつ、その施設に対してテロリズムが行われた場合に、広域にわたり、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるもののうち、1の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象原子力事業所として指定することができることとした。この場合において、国家公安委員会は、併せて当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定することとした。（第六条第一項関係）